

2019年 3月 28日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 001-0045

住所

札幌市北区麻生町5丁目2-35
コーポラスひかり106号

電話番号 011-214-9900

特定非営利活動法人
評価機関名 ニッポン・アクティブライフ・クラブ
ナルク北海道福祉調査センター

認証番号 北海道 第17-002号

代表者氏名 代表 小山 孝



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	霜山 幸雄	組織運営管理	第0119号
	(2)	井上 秀美	福祉医療保健	第0173号
	(3)	佐藤 みどり	福祉医療保健	第0262号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	南幌いちい保育園			
設置者名称	社会福祉法人 水の会			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2018年6月20日	～	2019年3月28日	
利用者調査実施時期	2018年7月25日	～	2018年9月25日	
訪問調査日	2018年12月12日			
評価合議日	2019年2月17日			
評価結果報告日	2019年3月28日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無		<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし		
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ

②運営者（指定管理者）に係る情報

名称：社会福祉法人 水の会

代表者氏名：理事長 小林 信子

所在地：〒060-0063 札幌市中央区南3条西1丁目1番地 南3西1ビル5階 TEL011-205-0341

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

1、遊びと学びを大切にした保育

法人設立の理念「自然から学ぶ」に基づき、園庭や近くの公園に行き、色々な自然に触れたり、自然物を取り入れてごっこ遊びをするなどして、自然物を使って遊ぶ楽しさを感じたり、虫や草花を見たり、触れる中で発見したことや不思議に思ったことを保育士と一緒に調べたり、自分で調べるなど関心を広げながら、遊びと学びを大切にした保育を実践している。

2、子ども主体の保育運営

法人設立の理念、保育方針「子どもの視点に立つ保育」に基づき、全体的な計画と指導計画を作成している。指導計画は、子ども主体の保育実践に向かうよう子ども側に立つ表現方法を工夫している。指導計画をもとに、保育士と子どもと一緒に日々の保育を作り生活していける場として保育活動を行っている。どろんこ遊びの活動では、子どもが意見を出し合い、山や川、池を協力して作るなど発見したり、挑戦したりする姿を見守りながら、主体性を育むことができるよう努めている。

3、官民連携のまちづくりに配慮した情報発信

南幌町への移住体験者や入園希望見学者への対応として、まちづくりの保育園のスタンスで町と連携対応の取り組みがあり、法人形式の保育所紹介パンフレット以外に園独自のパンフレットを作成して情報提供が行われている。町福祉課にも紹介関係の資料の提供・配布、ホームページでの情報提供など、積極的な情報発信が行われている。

◇改善を求められる点

1、中・長期計画の策定

理念や保育方針の実現に向けた組織体制、業務の効率化と円滑化、設備の整備、人材育成等について、組織として方向性を示して、目標を達成するため具体的な中・長期計画（平成28年度から平成32年度）を策定している。

保育園については、児童福祉部会（保育園部会）で評価・見直しをして、法人で変更・策定している。

評価・見直し・策定の結果、実施年度の変更などとなった計画については、変更後の中・長期の事業計画、中・長期の収支計画の作成が求められる。

2、効率的な業務改善

書き仕事が多い保育士の業務を効率化させるために話し合いをしている。当園は法人として「全体的な計画・指導計画」の骨格があるため、週案、日案の様式を効率的にしていくことが考えられる。子どもの活動前に書かれた保育士の援助は保育を進める上で大切となるが、活動後の子どもの言葉や、行動のプロセスを大事にした記録の様式を工夫していくことも一案である。例えば、週案では保育士援助のところはポイントのみを記入する、保育日誌に計画を書き込むなど、子どもと一緒に方向を決めていく保育実践の様式を創り出していくことが期待される。

3、保護者視点の意見や要望、提案等への取組み

苦情が出る前の対応の工夫配慮として、担任はもとより、園長・主任も保護者と日常積極的に会話を交わしたり、意見箱の設置や行事後アンケートを実施する等、保護者意見の満足性の把握に対応している。

しかし、苦情以外の積極的に受ける組織的な対応が保護者視点として、意見箱の位置や使用状況から意見を述べやすい環境なのか、要望等に対応している内容が保護者へ伝わっているのか等、意見や要望、提案等を受けた対応の仕組みを周知する説明文書や掲示の取り組みマニュアルを含めて定期的に振り返ることが望まれる。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の第三者評価の結果から、評価をいただいた点については今後共継続し、また、改善を期待された項目については、法人全体で取り組んでいきたいと考えております。

時代の変化に伴い、保育所（園）に求められることが多岐に亘り、保育者の責務もますます重くなってきていますが、「子どもの視点に立つ保育」を保育の柱とし、併設している子育て支援センターや一時預かり事業を含め、これからも地域の子ども達を大切に育てていきたいと考えております。

⑥評価対象項目に対する評価結果コメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 30 年 9 月 15 日

経営主体 (法人名)	社会福祉法人 水の会		
事業所名 (施設名)	南幌いちい保育園	事業種別	保育所
所在地	〒 069-0235 空知郡南幌町中央2丁目2番2号		
電話	011-378-2734		
FAX	011-378-2304		
E-mail	nanporo-mizunokai.ed.jp		
URL	www.mizunokai.ed.jp		
施設長氏名	松木 千秋		
調査対応ご担当者	松木 千秋 (所属、職名：南幌いちい保育園 園長)		
利用定員	70 名	開設年	平成 19 年 4 月 1 日
<p>理念・基本方針</p> <p><設立の理念> 「自然から学ぶ」 設立の理念のもとで、人格形成の基礎基本を培うべき乳幼児期に、集団生活を通して、「受動的な活動」となるしつけや約束事など、集団生活を営む上で欠かすことのできない指導的側面と、子どもが興味関心を持ち、自らを表出して遊びや活動に取り組む「能動的な活動」の両方を大切にする保育を通して、発達バランスの良い子どもに育てたいと願っている。</p> <p><保育方針> 「子どもの視点に立つ保育」を保育方針とし、「子どものありのままを受け入れる」「育ちを見守る」「子ども主体の保育」の3つを大切に、0歳から6歳までの子どもが生活を共にする保育園という集団生活を通して、「心情面」「意欲面」「態度面」といった内面を育むことを目的として保育を行っている。</p> <p>施設・事業所の特徴的な取組： 運動会や生活発表会では、幼児期の特性を踏まえたストーリー性のある運動遊び、表現活動となっている。また、地域子育て支援センター事業や一時預かり事業を併設、さらに町内の行事参加などを通して地域貢献に努めている。</p>			
第三者評価の受審回数 (前回の受審時期)		2 回	(平成25年度)
開所時間 (通所施設のみ)	7:30~19:00		

【当該事業に併設して行っている事業】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時預かり事業 (定員10名) ・ 地域子育て支援事業 ・ 延長保育事業 ・ 障がい児保育事業
--

【利用者の状況に関する事項】（平成30年8月1日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
1名	5名	10名	18名	13名	18名
5歳児	6歳児	合計			
18名	6名	89名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしやく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	1名	名	名	名	名
合計	名	1名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	1名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】 (平成30年8月1日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	16名	1名	1名	名	名
非常勤	16名	名	名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	13名	名	名
非常勤	名	名	10名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	1名	名	名	名	名
非常勤	名	名	4名	2名	名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	14名 (10名)
	名 (名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積			m ²
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年	
(4) 改築年	平成	年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	1,318.4		m ²
(2) 園庭面積	園庭 867.60m ²	グラウンド	1,256.86m ²
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園 (300平米ぐらい) に行つて外遊びを行っている。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	平成	13年	
(5) 改築年	平成	年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制		
(2) 建物面積			m ²
(3) 敷地面積			m ²
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年	
(6) 改築年	平成	年	

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 29 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

24 人

・ボランティアの業務

- ・中学校の職場体験
- ・高校のインターンシップ
- ・その他、卒園児は、日常的に遊びに来て園児のお世話をしたり、七夕の縁日ごっこを手伝ってくれたり、卒園後も関わりを持てるようにしている。
- ・教員の民間企業体験の受け入れ
- ・自主的なボランティアも可能な限り受け入れている。
- ・高校の家庭科保育体験

【実習生の受け入れ】

・平成 29 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 8 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

- ・園の基本方針や利用条件・サービス内容等については、子どもの迎えの時に園長及び主任が保護者に声を掛け、親の意向などを聞いたり、意見箱を設置するなど、常時対応している。
- ・年2回の参観日には、クラス懇談や園長・主任・栄養士との懇談で全体で話す機会を設けたり、年2回の個別懇談会では、担任と保護者が面談し、家庭の様子や子どもの成長、また心配な点などについて情報交換や相談を行う機会を設けている。
- ・給食試食会の後には、給食に関するアンケート調査を行ったり、行事等についてのアンケート調査も行い、保護者の意見を保育に反映できるようにしている。
- ・保育相談窓口を設け、子育て相談を始め、園への要望や苦情等を受け付けられるようにしている。
- ・第三者委員への苦情申し出もできることを周知している。

【その他特記事項】

・町立南幌保育所の民営化譲渡により、平成19年4月1日に開園しました。

評価細目の第三者評価結果 (保育所)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	法人設立の理念のもと「地域住民から期待される地域福祉の創造」などを法人運営方針の柱として、設立の理念「自然から学ぶ」、保育方針「子どもの視点に立つ保育」を、内部文書、入園のしおり、重要事項説明書、運営計画（事業計画に位置付け）、指導計画、パンフレットに明示して、保育会議、新採用保育士研修会、法人職員研修会などで職員に周知し、保護者等には入園説明会、保育参観日で資料に基づき説明して周知し、運動会などの行事の際にも周知している。又、園内に掲示し、ホームページに記載し、小学校、町関連機関、保育士養成施設などへパンフレット等を配布して広く周知に努めている。

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	法人本部及び法人の児童福祉部会（保育園部会）が連携を図りながら情報交換及び協議・検討を行って保育園の運営をしており、社会福祉事業全体の動向については、法人本部で把握し、施設長は子ども・子育て会議（町主催）に参加して、子ども・子育て支援事業計画など行政からの情報や関係機関・団体からの情報、見学者、子育てセンターの情報を収集して園児数の推移やコスト分析など、地域情報を分析して法人本部へ報告している。法人本部は児童福祉部会議（園長会議）で経営状況などを説明して共有している。
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a	施設長は、法人の児童福祉部会議（園長会議）や町地域保健医療福祉連携推進会議などに参加して課題を把握し、職員に周知している。園長会議には法人の役員が出席して、施設長から経営課題・要望などを聴取している。施設長は職員の自己評価の結果、改善すべき課題について面談等で意見を聞いて取り纏め、園の課題（健康支援、職員の資質向上）については、職員全員で改善策の検討を行っている。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	法人として、法人本部、児童福祉部会、高齢者福祉部会の3グループに分けて中・長期経営計画（平成28年度から平成32年度）を策定し、組織体制、業務の効率化と円滑化、施設整備、保育の質の向上、人材募集と育成、職場環境の整備などを計画している。保育園については児童福祉部会（保育園部会）で評価・見直しをして法人で変更・策定している。評価・見直し策定の結果、実施年度の変更などとなった計画については、変更後の中・長期の事業計画、中・長期の収支計画の作成が求められる。
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	単年度の運営計画は、中・長期計画の内容を踏まえたものとなっているが、中・長期計画の重点項目（保育の質の向上、人材募集と育成）など具体的な数値目標が設定されていない。数値目標や具体的成果を盛り込み、実施状況が評価できる計画の策定が望まれる。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a 運営計画は各事業終了時(月毎)に保育会議で反省評価を行い、次年度の内容についても話し合っている。法人の園長会議に役員などが出席して、施設長の意見・要望を基に協議や検討を行って法人本部で策定している。運営計画は全職員に配布している。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b 入園説明会で、設立の理念、保育目標、園の概要、保育内容、保育のねらい、活動内容、安全対策、食事提供、虐待の防止、年間行事予定等を説明し、運営計画を玄関に備え置き閲覧できるようにしている。又、毎月発行する「園だより」には翌月の行事予定や行事内容について詳しく説明している。運営計画の主な内容をわかりやすく説明した資料を作成し、保育参観日などで説明・周知することが望まれる。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a 福祉サービスの質の向上に向け、法人全体で定期的に第三者評価を受審している。園では、これまでに第三者評価を2回受審し、評価結果の課題を分析・記録して共有化する体制を整えている。法人の自己評価実施要綱に基づき、職員は目標の設定などを行い、自己評価票をもとに施設長と面談して保育の質の向上に努めている。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a 施設長は年度末に自己評価結果を分析して改善すべき課題について職員面談等で意見を聞いて取り纏め、課題を文書化し、職員全員で改善策の検討を行って法人本部と共有し、改善に取り組んでいる。改善すべき課題については、保護者等へ文書で知らせている。

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a 施設長の役割と責任は、園運営規程及び防火管理規程に明文化し、園務分掌、運営組織図、重要事項説明書などに明記して職員に周知し、会議や園だよりで自らの役割と責任を表明している。法人の危機管理マニュアルに指揮権者(施設長)不在または、指揮を司ることが出来ない場合の指揮権者(主任保育士)を指定している。
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b 施設長は法人の園長会議、管理職等研修会、外部研修や行政、関係団体の会議などに参加して、遵守すべき法令等の理解に取り組んでいる。職員に対しては、苦情に関する研修、虐待マニュアルをもとに内部研修を行い、各種マニュアルに遵守すべき法令の内容を盛り込み職員に周知している。法人の法令遵守指針に、施設長は必要に応じて職員に法例順守に関する研修を企画し実施するものとしている。保育所運営に必要な法令の園内研修を充実することが望まれる。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a 施設長は法人の園長会議、関係団体等の会議、研修会に参加し、保育参観、個人懇談、給食試食会などを行って園の良さや課題の把握に努め、会議で職員に周知している。保育会議、リーダー会議で事業の反省・評価、見直しを行うと共に、施設長は、職員の自己評価項目と視点(職員の資質向上など)を定め、自己評価の結果、改善すべき課題について面談等で意見を聞いて検討課題を見つけ、職員全員で改善策の検討を行っている。また、テーマを決めて園内研究を行い、保育の質の向上に向け知識・技能の習得を図っている。

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	法人の中・長期計画に業務の効率化と円滑化を明記して、組織体制の強化、給与計算などを外部委託し、法人の児童福祉部会議（園長会議）に法人の役員が出席して経営状況、運営上の課題について説明し、施設長は会議で職員に周知している。法人として働きやすい職場づくりプロジェクト会議を設置し、施設長は委員として参加し、業務の軽減、パソコンや夏季休暇の増設など職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいる。牛乳パックやカーペットを利用して手作りのコーナーなどを作成している。
----	---	---	---

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	施設長は在籍園児数などを基に、保育士配置基準確認表を作成して法人本部に報告し、法人本部で園の要員計画を策定し、就業規則に基づき法人本部で効率的な採用活動、人事管理、職員研修を行っている。法人の児童福祉部に採用推進委員会を設置し、養成校との連携、説明会の企画推進など効率的な採用活動を行っている。又、保育専門学校などの実習生を積極的に受け入れたり、ホームページに採用情報、募集情報を掲載して必要な人材が確保されている。保育士全員が保育士資格を有している。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	法人の職員研修実施要綱に「求める職員像」を明記して、就業規則に人事基準及び表彰事由が定められ、自己評価実施要綱に基づき、客観的、公正な評価の確保のため、一次評価者、二次評価者を定めて自己評価に合わせて人事評価し、個人面談を行って職員の意向・意見などを把握して、法人本部で総合的な人事管理を行っている。
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	職員の有給休暇の取得状況等は、施設長が定期的に点検分析して改善に向けた取り組みがなされている。就業規則にセクシュアルハラスメントの禁止、パワーハラスメントの禁止を明記し、被害を受けた場合は、相談できる窓口を設けている。施設長は職員とのコミュニケーションを第一に考え、相談し易い体制に努め、悩み相談など必要に応じ個別面談を行っている。母性健康管理のための休暇、産前産後の休暇、子の介護休暇、夏季休暇、結婚祝金の支給や園親睦会による職員親睦、レクリエーションなど働きやすい職場づくりに取り組んでいる。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	法人の職員研修実施要綱に「求める職員像」を明記し、自己評価実施要綱に基づき全職員を対象として自己評価を実施し、職員は毎年個人目標を立て、自己評価表に記入し、施設長が面談して目標達成度の確認を行って、職員一人ひとりの育成に向け取り組んでいる。新採用保育士には指導者を配置して育成している。
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	法人の職員研修実施要綱に「求める職員像」を明記し、法人の児童福祉部に研修推進委員会を設け、研修内容の検討、研修実施、分析・評価を行って、管理職等研修、主任研修、中堅保育士研修、新採用保育士研修、すべての職員を対象とした法人職員研修を行っている。受講者は研修報告書を作成して、次の研修計画に反映させている。園内研修及び園内研究については、研究部で企画・推進している。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	施設長は、職員の知識・技術水準に合わせて個人別年間研修計画を立て、法人の研修（管理職等研修、主任研修、中堅保育士研修、新採用保育士研修、すべての職員を対象とした法人職員研修）、行政や関係機関、団体が行う情報を提供し、シフトを調整して研修の機会を確保している。園内研修、法人の研修については、休日や参加しやすい時間帯に開催している。受講者は研修レポートを作成して、次の研修計画に反映させている。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。 a 運営計画に保育実習生の受け入れについて基本姿勢を明記し、保育養成施設、大学などから受け入れている。教務部が窓口となり、実習担当者を配置し、実習生受け入れマニュアルに基づき、保護者等への事前説明、オリエンテーションの実施、指導者に対する研修、保育養成施設などとの連携により作成された保育実習計画に基づき研修・育成している。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 b		法人のホームページに、設立理念、事業報告（法人本部）、資金収支（法人全体）、定款、保育事業へのとりくみ、研修体制などについて公開している。園のホームページには教育プログラム、保育の様子などを公開し、運営計画は玄関に備え置き閲覧できるようにしている。又、園に対しての要望・苦情等に関する相談窓口を玄関に掲示して、意見や苦情内容、改善内容については毎月、園だよりで保護者等へ報告している。第三者評価の評価結果については、北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構ホームページで公開している。園の事業報告、資金収支についても公開することが望まれる。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 a		法人の経理規程に基づき施設長を出納責任者に任命している。園では小口現金の取り扱いのみとなっている。毎月、事務処理指針に基づき法人本部に報告すると共に税理士法人の指導・助言を得ている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 a		法人の運営方針に、「地域住民から期待される地域福祉の創造」を明示して、地域の高齢者福祉施設利用者が来訪し、園児が遊戯やよさこいを披露したり、敬老の日に向けて福祉施設を訪問し、手作りの壁掛けを贈って交流している。また、町の行事や催しに積極的に参加し、園児の作品を飾ったり、町の広報ビデオに出演するなど地域との関わりを深めて交流に努めている。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 a		運営計画にボランティアの受け入れ、学習等への協力について基本姿勢を明記し、法人のボランティア受け入れマニュアルに基づき活動確認書、誓約書を交して受け入れ態勢を整え、保育活動の手伝いや行事の手伝いなどにボランティアを受け入れている。また、中学校の職場体験、高校のインターンシップなど学校教育への協力を行っている。
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 a		必要な社会資源については、児童虐待、感染症・食中毒、火災や災害時、その他関係機関を機能別に分けて連絡方法を記載した資料を作成し、事務室に掲示して職員に周知している。町地域保健医療福祉連携推進会議や町要保護児童対策地域協議会などに参加して課題や情報を共有して問題解決に当たっている。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。 a		園が有する機能を地域に開放・提供する取組、子育て支援の一環として、見学者に対して子育て相談を行ったり、面談や電話による子育て相談、毎月1回、子育て巡回を行って支援している。毎週月曜日～金曜日に園を開放したり、赤ちゃんサロンでは講話、座談会を開催している。町の行事に園児の作品を飾ったり、町の広報ビデオに出演するなど地域の活性化に貢献している。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。 a		見学者の子育て相談、面談や電話による子育て相談、子育て巡回、町地域保健医療福祉連携推進会議などから把握した地域の福祉ニーズに基づき、延長保育事業、障がい児保育事業、一時預かり事業を実施している。又、定員の127%受け入れて待機児童解消に貢献している。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-1 (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-1-1-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	法人設立の理念をもとに子どもを尊重する「子どもの視点に立つ保育」を保育方針とし、年度ごとに作成する標準的な実施方法としての「全体的な計画・指導計画」、「運営計画」の2冊の巻頭に明記して全職員に配布し共通理解への取組を行っている。園内研究で質の高い保育を提供することなどを共通理解したサービスの提供に取り組んでいる。
29	Ⅲ-1-1-1-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	プライバシーに配慮したトイレの環境整備を行い、おむつ交換時にはパーティションで空間を作る配慮や失禁時にはそれとなく配慮した保育を実践している。権利擁護に配慮した規程・マニュアル化として、虐待の防止等のマニュアル作成・充実に努めた文章化を行い保育提供に活かしている。プライバシー保護の保育提供として経験知的に実践しているため、プライバシー保護の視点をとり入れた標準的な実施方法としての確立が期待される。また、万が一の配慮不足で不適切な事案が発生した場合の客観視的に機能する対応等の明示についての検討も期待される。
Ⅲ-1-1 (2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	Ⅲ-1-1-2-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	施設長、主任が、南幌町への移住体験希望者や入園希望見学者の対応を担い、法人が作成主体の紹介パンフレット、入園のしおりに追加して園独自の紹介パンフレットを作成・提示し丁寧な説明に取り組んでいる。保護者等の保育園選択の参考となるようにパンフレットやしおりを南幌町保健福祉課に提供・配置し保護者が必要な情報を入力しやすいように取り組んでいる。法人のホームページ上でも園の概要等の情報提供を行っている。
31	Ⅲ-1-1-2-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	「運営計画」に「入園に関する諸準備」の項目を立てて、入園のしおりに重要事項説明書をもとに保護者が理解できるようにルール化に取り組み同じ手順・内容で行う説明に努めている。入園のしおりに重要事項説明書は表やチャートの使用、強調事項には二重線を用いるなど工夫した資料が作成されている。保育上の対応・変更が必要なアレルギー児や服薬の必要な子ども等を中心に保護者同意（書）を得ている。保護者によって説明に配慮が必要な場合は専門的な経験知を活かして行われているが同じ手順・内容で行えるように手順書へ定める取り組みが期待される。
32	Ⅲ-1-1-2-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	園から他施設への変更にあたり保育の継続性に配慮の必要な子については、保護者の同意を得て、保健師や発達支援センターと連携して情報提供が行われている。相談窓口を主任として保育所等の変更にあたり経験知的に配慮しながら対応しているため形式知として手順や引継ぎ文章を定めて、口頭のみではなく文章の手渡し等の検討に取り組むことが期待される。
Ⅲ-1-1 (3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	Ⅲ-1-1-3-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	保育士は、「子どもの視点に立つ保育」の保育方針のもとに子どもの心を感じて満足度を高める保育に努めている。年2回の個人懇談会や保育参観等で保護者の満足感を把握し、また嗜好調査や各種行事後のアンケート調査時に「その他」の欄を利用して保護者の満足の把握に努めて主任が担当者となって課題を集約して保育会議で検討・分析している。
Ⅲ-1-1 (4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	Ⅲ-1-1-4-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	重要事項説明書に「要望・苦情等に関する相談窓口」として園の相談窓口と第三者委員を表記し、入園のしおりに「保育相談窓口（opinion corner）」として保育相談責任者・担当者、第三者委員と北海道福祉サービス適正化委員会を表記している。平成29年度事業報告書に苦情解決対応1件と記載され、毎月園だよりで対応の報告が行われている。苦情対応の公開として玄関掲示に取り組んでいる。

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	苦情の出る前の対応へ配慮して、担任はもとより、施設長・主任も保護者と積極的に会話を交わすことにより信頼関係を深め、相談、意見を述べやすい環境作りを努めている。意見箱の設置や行事や嗜好調査アンケートを通じて保護者意見の把握に努めている。苦情と意見を一体的に機能する仕組みの中でも苦情が少ない件数であるので、苦情以外の積極的な対応として保護者が意見を述べやすい環境や仕組み、周知の説明文書の作成及び掲示の取り組みが期待される。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	個人懇談で保護者からの意見や要望は、意見要望マニュアルの手順に沿って対応している。日々の保護者からの相談や意見等に対しては、その都度、関係職員間で検討し、日々の連絡の会や記録簿の回覧等で情報共有して、検討内容を保護者に迅速に伝えることに努めている。意見箱や嗜好調査と行事アンケートを利用して保護者意見の把握に努めている。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	リスクマネジャーを主任として、ヒヤリ・ハット、事故報告書、睡眠チェック表など、事故防止の体制を整えている。ヒヤリ・ハット報告書は、記入後直ちに職員室に掲示され、各職員が確認・押印して情報共有を行う仕組みとなっている。月1回の保育会議でヒヤリ・ハット事例の改善策・再発防止策等が検討され、今年度現段階で20件の報告・検討が行われている。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	「感染症対応マニュアル」を作成し、主任が責任者となる体制が整備されている。「運営計画」手順書の主任業務分掌として感染の流行時期に保護者へ園だより、玄関の感染症のお知らせ掲示等で周知して注意を促す等の業務を明確にしている。保健衛生部の分掌項目にも伝染病・感染症に関する対応を明記し、感染予防・嘔吐・下痢等の処理について組織的な対応・取り組みが行われている。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	「危機管理マニュアル」を基に、各種災害の様々な時間帯や場所を想定した避難訓練を行い、非常用リュック、防災ずきん、裸足保育時の靴の用意など子どもの安全確保のために体制を整えている。災害発生時の法人的行動基準をもとに施設長、主任や地元の職員を中心とした参集基準を策定している。胆振東部地震やブラックアウトの災害経験を活かして、食料、水、暖房関係用品、医療品などリスト化されている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	主任と連携して教務部が標準的な実施方法としての「全体的な計画・指導計画」「運営計画」手順書を作成し、全職員に配布して共通認識の上に保育が提供される仕組みがある。季節の遊びの開始や準備などについても手順書で周知し、変更時には文書化して職員全員へ周知している。日々の連絡会、月の保育会議で保育実施の検討・確認する仕組みがある。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	標準的な実施方法としての2冊の手順書は、組織として教務部が中心となって次年度の「運営計画」等手順書の作成会議が行われ、最終的には主任が校正を行う等、作成・印刷時期が定められ、職員が参画した検証・見直しは年度ごとに行われている。手順書の見直し時には保護者会等の意見を反映することに努めている。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b 指導計画策定の責任者を主任として担当保育士が「全体的な計画・指導計画」手順書を基に年間の全体的な計画より落とし込んで各指導計画策定を行っている。食物アレルギーのある子や発達が気にかかる子どもについては、栄養士や町の発達支援センターと連携を取り指導計画を作成している。各指導計画作成には子どもの発達過程や状況のアセスメントを十分に踏まえた上で計画立案の手順であるが、保護者アセスメントからの保護者意向把握と同意を含んだ手順、担当する保育士の協働のあり方等も含めたPDCA的なプロセスの手順書としてバージョンアップが期待される。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b 年度末の全体的な反省評価に基づく見直し会議を行い、次年度の手順書に反映する仕組みがある。毎週、また期ごとに提出される「指導計画」等は、施設長・主任が確認し、聞き取りや指導を行うことで、担任や担当保育士が自分の保育や計画についてふり返り見直しを行い、経験知を積みかさねる組織的な仕組みとなっている。標準的な実施方法としての手順書に保護者の意向把握と同意を得るための手順等が明記されていない。保育の質に関わる課題がより明確になるように指導計画の評価・見直しについての手順等の検討が期待される。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a 「運営計画」手順書を基に園統一の書式を用いて、子どもに関する保育の実施状況が記録されて、職員間で閲覧共有できる体制となっている。記入の要点等については、手順書に明記して職員間で差異が生じないように、特に1年目の保育士には指導係がつくなどの工夫がある。保育を行う上で職員全員に周知すべき内容については、保育会議や連絡の会で報告し、記録に残して全員が確認できるようにしている。
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a 個人情報保護マニュアルにより、個人情報に関する書類管理は、鍵付の書庫に保管し、電子データは園のUSBを使用して、園外への持ち出しは、施設長に申し出た上で書面に記入し管理する体制をとっている。個人情報安全管理マニュアルも整備し、記録の保存からシュレッダーによる廃棄方法まで定められている。個人情報の取り扱いについては、入園のしおりに記載し、保護者に周知すると共に、開示請求等にも対応できる仕組みを整えている。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1- (1) 保育課程の編成		
A-1- (1) -① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a	新保育所保育指針にそって改定会議を重ね、法人設立の理念「自然から学ぶ」保育方針「子どもの視点に立つ保育」にもとづき、0歳児から5歳児まで連続性を踏まえて構成している。各クラス担任が子どもの成長発達や保護者の意向、地域の実態を考慮して見直しを行い、保育会議で話し合いをして園の実態に合わせて編成している。
A-1- (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1- (2) -① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	小さい子会議（乳児会議）や大きい子会議（幼児会議）で保育室の整理、整頓や玩具の入れ替えなど保育環境について確認を行い、子どもが快適に過ごせるよう配慮している。一人ひとりの子どもがくつろぐことができるようカーペットや、牛乳パックで作ったパーティションを利用してコーナーの配置を工夫している。生活部を中心に生活習慣や安全面において環境を整えている。
A-1- (2) -② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	期の指導計画では「子どもの視点に立つ保育」をもとに環境構成の視点、保育者のかかわりを丁寧に作成している。期の指導計画をもとに子どもの状態に応じた保育が展開できるよう週案でねらいを立てて保育実践を行い反省、評価をしている。一人ひとりの子どもの考えに共感したり、気持ちを受け止めたりして、子どもが自分の気持ちを表現できるよう配慮している。
A-1- (2) -③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a	「トイレトレーニングについて」と「午睡について」の資料編を職員の共通理解として保育を行っている。トイレトレーニングは、一人ひとりの子どもの発達段階に合わせて家庭と連携して進めている。手洗いでは、手洗いの仕方を絵でわかりやすく表示して、手洗いの歌に合わせて行うなど工夫している。大きい子会議や小さい子会議で、基本的な生活習慣について確認しながら援助している。
A-1- (2) -④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	園庭、グラウンド、近隣に公園があり自然に囲まれた保育環境の中で、プールや水遊び、虫の観察、木の実、落ち葉拾い、雪遊びなど四季を通じて子どもが自然とかかわり遊べるよう保育を行っている。広いホールでは、段ボールでのお家づくりやままごと、絵本など、子どもの興味関心にそったコーナーづくりを工夫している。ホールは異年齢児の交流の場となっていて子どもが主体的に活動できるよう援助している。
A-1- (2) -⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	養護的な面を中心とした月齢別指導計画と環境構成の視点と保育者のかかわり、子育て支援を中心とした期の指導計画をもとに、一人ひとりの子どもの状況に応じた保育ができるよう配慮している。歩いたり、這い這いをしたりなど身体を使った遊びが月齢に合わせて広げられるよう工夫している。離乳食は個別の離乳食計画表をもとに担任、栄養士、保護者と連携して進めている。子どもの食べている様子を保護者に見てもらっている。
A-1- (2) -⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	養護的な面を中心とした月齢別指導計画と環境構成の視点と保育者のかかわり、子育て支援を中心とした期の指導計画をもとに、一人ひとりの子どもに応じた発達の援助を心がけている。基本的な生活習慣では、子どものできる力を引き出すような言葉がけをしたり、友だちの姿を伝えたりすることで意欲的に行えるよう援助している。自然物を探したり、散歩をしたり、園庭で遊んだりする中で季節の自然に触れているいろいろなことを発見して遊べるよう工夫している。

<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>期の指導計画は子どもの遊びを通して総合的に保育活動ができるように構成されている。それをもとに子どもの興味関心に基づいた保育を展開できるように援助している。子どもが自分で材料を出して自由に考えて作るコーナーを設定したり、子どもに何をしたいか聞いて子どもと一緒に遊びの方法を決めたり、主体的に活動できるように配慮している。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>障がいのある子どもの保育は、障がい児保育年間指導計画をもとに個別指導計画を作成し、個別日誌で子どもの状態を把握して保育を行っている。次の保育活動に移るときは、子どもにわかるように絵で表示したり、コーナーで落ち着ける環境づくりをしたりしている。障がいのある子どもや配慮を必要とする子どもについては、保健師や発達支援センターとカンファレンスを行い、保護者と連携しながら子どもの状況に応じた保育ができるよう努めている。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>延長保育年間指導計画をもとに、一人ひとりの子どもの状況や年齢に合わせてかかわりを心がけている。一日の園生活で静と動の活動のバランスに配慮して保育を行っている。夕方以降の時間帯は子どもの人数や遊びによって過ごす部屋を変えたり、子どもの要求に合わせて過ごせるようにしている。保育士間の引継ぎは、子どもの状況等を確認し合い、早遅日誌に記録して保護者と伝え合いができるようにしている。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>期の指導計画をもとに友だちと協力して活動する体験を重ねて就学に見通しが持てるよう援助している。小学校教員と保育士は運動会、発表会、参観日の行事などで交流を図っている。就学前は小学校教員と保育所児童保育要録をもとに子どもの引継ぎを行い、スムーズに小学校へ移行できるように努めている。子どもとは小学校見学をしている。今後、町で唯一の保育所、小学校であるため小学校の子どもと保育所の子ども同士が交流する機会を持つことが期待される。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保健年間指導計画は年齢ごとの保健指導計画を作成している。保健衛生部を中心に安心・安全に過ごすことができるよう環境を整えている。乳幼児突然死症候群 (SIDS) については、睡眠時に0歳児・1歳児は5分おきに、2歳児は10分おきにチェック表を利用して確認を行っている。保護者にはポスターを掲示したり、園のしおりで周知している。年1回、救命救急の訓練を行い体制を整えている。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>健康診断と歯科健診結果は保護者に伝えている。保護者には事前にクラスだよりで知らせたり、心配なことを聞いたりして健診で園医に伝え、受診や治療など保護者と連携できるようにしている。子どもには紙芝居や絵本を通して健診することの大切さを知らせている。フッ素うがいは保護者に承諾書を取り歯科医、保健師の指導を受けて4・5歳児は週5日おやつ後に行っている。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>「給食部門のアレルギー児対応について」の流れをもとに、医師と連携して保護者、担任、栄養士、主任で献立表にそって除去の確認をしている。アレルギー食は栄養士と担任、クラスでチェック表をもとに確認を行い、トレーは別にして提供している。アレルギー対応マニュアルにもとづき、緊急時の対応や体制を整え保護者、職員に周知している。</p>

A-1-(4) 食事			
A⑩	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	年齢別の食育指導計画にもとづいて、食に関する豊かな経験ができるよう工夫している。園庭の畑で、子どもと野菜を栽培し収穫して、さつまいもで焼きいもをしたり、枝豆でお焼きを作ったり、子どもの意見を聞きながらクッキングを行っている。保護者には保育参観日に合わせて給食試食会を実施して、試食会後はアンケートを取り食に反映できるよう努めている。食育コーナーには人気メニューや、旬の食材を使ったレシピ、「今日の食材」の掲示をして、保護者に食への関心が持てるよう取り組んでいる。
A⑩	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	給食会議では副菜の料理方法や食材のバランス等について検討をしている。栄養士が日々、子どもの喫食状況や残食などを把握して、メニューや調理方法の工夫に努めている。また、月1回、日本各地の「郷土料理の日」を設けて、食文化に関心が持てるようにしている。保健衛生部を中心に年度初め全職員に衛生管理マニュアルについて説明して体制を整えている。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A⑩	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	1回目の保育参観日に保護者交流会を中心にして、施設長、主任、栄養士との懇談会を設けている。2回目の保育参観日には、クラス懇談会を行い子どもの成長や保育方針への理解を深めるようにしている。個別懇談会は年2回行い、家庭の様子や子どもの成長を情報共有したり、心配事などの相談に応じている。
A-2-(2) 保護者等の支援			
A⑩	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	日頃から担任、主任、施設長と連携しながら保護者とのコミュニケーションを心がけている。園併設の地域子育て支援センターは、保健師や発達支援センターと定期的に情報交換をしているため、保護者には子育てに有効な情報提供や助言が受けられるよう努めている。
A⑩	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	送迎時は玄関立ち番の保育士が保護者対応を行い職員と情報共有に努めている。日頃から着替えの時など十分注意を払ったり、子どもの心身の状態等を把握したり、保護者とは会話を多く取るようにしたりしている。虐待マニュアルをもとに職員研修を行っている。要保護児童対策地域協議会に施設長が出席して町と情報共有をしている。保健師と連携を取りながら虐待予防に努めている。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
A⑩	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	個人記録や保育日誌で子どもの見つけ直しを行っている。期の指導計画、週案、日案での反省評価をもとにクラス会議や大きい子会議、小さい子会議で話し合い、次の計画に反映できるようにしている。保育士の自己評価は毎年、自分の目標を設定して全職員が行っている。施設長と面談を行い一年間の振り返りをして園全体で共有して改善できるように努めている。